



11月 は 「ふるさと納税利用促進月間」です

ふるさと納税の健全な発展を目指すふるさと納税自治体連合会は、11月を「ふるさと納税利用促進月間」としています。市では、山陽小野田市サポート寄附（ふるさと納税）をしていただいた人への感謝の気持ちとして、地元特産品を返礼品として贈る「ふるさと山陽小野田応援事業」を行っています。市外に住んでいる家族や友人・知人などに、この事業をぜひPRしていただきますようお願いします。

■ サポート寄附とは？

寄附金額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限金額まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除されます。



市 HP

■ 令和4年度サポート寄附の活用状況

子ども医療費助成事業、ハロウィンイベント実施事業、担い手支援事業、図書資料購入事業など

■ ウェブサイトから寄附の申込みができます！

「楽天ふるさと納税」「ふるさとチョイス」「ふるなび」「さとふる」「ANAのふるさと納税」「三越伊勢丹ふるさと納税」のウェブサイトから申込みができます。



楽天



ふるさとチョイス



ふるなび



さとふる



ANA



三越伊勢丹

問シティセールス課 (☎ 82-1241)



野焼きをしないようにご協力ください

野焼きとは、家庭ごみやせん定した枝などを屋外で焼却することをいいます。穴を掘って燃やすことや、ドラム缶、簡易焼却炉での焼却も野焼きに該当します。

■ 野焼きは原則禁止されています

ごみ等の廃棄物を基準を満たす焼却炉以外で燃やす「野焼き」は、例外を除いて法律で禁止されています。違反すると「5年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはその両方」の罰則が定められています。

◎ 例外とは…

- 国または地方公共団体が施設の管理のために必要とする廃棄物の焼却
- 震災・風水害・火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：どんど焼きの門松、しめ縄 など)

- 農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例：あぜ草、稲わら、つる、枝 など)
- たき火その他日常生活を営むために、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

(落ち葉たきなど、煙の量や臭いが近所に迷惑にならない程度の少量の焼却)

※ 例外に該当する焼却であっても、周辺地域の生活環境に悪影響を与えたり、近隣の迷惑となる行為は行政指導の対象となります。ビニール・プラスチック類は絶対に焼却しないようお願いします。

問環境課 (☎ 82-1144)